

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊富町内の人口は、昭和 25 年の 11,425 人をピークに減少の一途を辿り、平成 30 年 3 月には 3,977 人となっており、生産年齢人口は 2,226 人と全体の 55.97% を占めているが、少子高齢化により今後も減少が続き、平成 32 年（2020 年）には 2,000 人程度まで減少していくと推計されている。

豊富町の基幹産業は、広大な牧草地を活用した酪農業と付随する製造業、建設業、サロベツ湿原や豊富温泉などの観光業となっており、産業構造割合については、農林漁業者が約 30%、次いで卸売・小売業が 14%、建設業が 13%と続いており、従業員数が 100 名以上の企業等は存在していない小規模な企業等で構成されている地域であって、人口減少と相俟って企業等では労働力及び生産性の確保が課題となってきた状況にある。

#### (2) 目標

厳しい事業環境、限られた労働力の中にあって老朽化が進む設備等を抱える企業等においては、生産性を維持しつつ労働荷重を軽減する必要があることに加え、如何に事業を維持・向上を図るかが課題となる事から、IoT などの新しい技術を活用した生産性と生産効率の高い設備や作業効率の高い機械設備等の導入を支援し、業務の効率化と労働生産性の向上を図る。具体的には、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、町内企業等の先端設備等を広範に対象とし生産効率等の向上を図る事が必要であることから、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

町内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、町内一円を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

町内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から平成33年3月31日までとする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に寄与する事についても本計画にて配慮すべき事項であり、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。